

平成24年（ワ）第206号，第543号

柏崎刈羽原子力発電所運転差止め請求事件

原告 吉田 隆介 他 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (1 9)

平成25年11月29日

新潟地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 和 田 光 弘

同 弁護士 松 永 仁

同 弁護士 猪 俣 啓 介

シビアアクシデントにおける人的作業の現実的可能性

1 はじめに

被告のシビアアクシデント（以下、「SA」という。）対策が全くもって不十分であり，SAにおける安全性が何ら確保されていないことは，訴状及び準備書面において述べてきたとおりである。

また，仮に，被告がいくらSA対策を講じたとしても，それを実際に現場で

判断して実施するのは現場の作業員である。その作業員達が SA において、自らの身を守る為に原発から退避してしまえば、事前にどのような SA 対策を講じていたとしても実行できないのであるから、無意味である。

そして、SA において、被告が現場の作業員に対し、高線量被ばくの危険があるにも関わらず原発からの一切の退避を禁止し、作業に従事するよう強制することは法的にも倫理的にも出来ない。

また、警察、消防、自衛隊等に救助を求めるにしても、警察官、消防隊員、自衛隊員は決して原発の専門家ではない。複雑なベント操作等の知識や技術などは有しておらず、その為の訓練も受けていないのであるから、SA において警察等がベント操作等の専門的かつ複雑な作業を被告作業員の代わりに行ったり、事故原因や各設備の状況等を理解して事態の悪化を防ぐために適時適切な判断を下すことは不可能であろう。

他方で、福島第一原発事故においては、一部の作業員が自らの犠牲を厭わない決死の覚悟によって危険な作業に従事したことによって、より深刻な被害の拡大が避けられたことも否定できない（国会事故調185頁）。たとえば、プラント運転は、被告が協力企業に依存していない唯一独力の領域であるが、暗闇の中、刻々と状況の悪化する原子炉が格納されている建屋に足を踏み入れなければならなかった運転員の心中には、原子炉事故に関する知識もあっただけにかなりの覚悟があったものと察せられる。福島第一原発1号機においては、熟練の運転員が自ら進んで、300 mSv/h もの環境に立ち向かった。このようなプラント運転を担う運転員としてのプロ意識と、家族の住む地元への愛着心を持った作業員の気概によって、より深刻な事態が回避された。

しかし、福島第一原発事故では、このように現場に残り作業に従事した多くの作業員が高線量の被ばくをしていたことが判明しており、深刻な健康被害が生ずることが強く懸念される。福島第一原発事故によってもたらされた未曾有の被害によって、原発事故及び放射線の健康被害に対する恐怖が改めて公知さ

れた今、次に SA 事故が起きた場合に、専門的知識を有した気概ある作業員が、線量の危険を顧みず、事故を収束するために現場に残り、被ばく労働に従事してくれる保証などどこにもない。作業員に福島第一原発事故と同水準の事故対応を期待することはもはやできないのである。また、被告が将来にわたって「知識を備えた勇気」を持つ人材を確保し続けることもできない。

以上のことからすれば、SA 時に現場の作業員に対し、被告が高線量下での危険な作業に従事することを法的にも倫理的にも強制できず、現場において SA 対策を実行できる人材を将来的に確保し続ける保証もない以上、被告がいくら SA 対策を講じたところで、それが実行されることは期待できないのであるから、SA における被害拡大を防ぐことは非常に困難である。

2 原発事故と被ばく労働

(1)福島第一原発作業員の被ばく

平成23年3月11日、福島第一原発では、5000人を超える協力会社の作業員が働いており、被告の従業員も含めると、総勢約6400人が従事していた。また、平成23年3月から平成24年4月までの間、福島第一原発事故の収束作業に従事した被告及び協力会社の作業員は、それぞれ3417人及び1万8217人である。このうち、電離放射線障害防止規則（以下、「電離則」という。）の特則に関する省令により定められる、緊急作業における線量上限の250 mSv を超える線量（外部被ばく及び内部被ばくの積算）を被ばくした被告作業員は6人であり、女性に関する被ばく上限を超えた作業員が2人いた。また、健康被害の発生の目安とされる100 mSv を超える線量（外部被ばく及び内部被ばくの積算）を被ばくした被告及び協力会社の作業員はそれぞれ146人及び21人にも及ぶ。なお、平成23年3月から平成24年4月までの間の被告及び協力会社の作業員の平均被ばく線量は、それぞれ24.77 mSv 及び9.53 mSv である（国会事故調333, 430頁以下）。

(2)高度の被ばく被害の実態

被告の従業員に対する法的責任は電離則に定められており、事業者は放射線業務従事者の外部被ばくや内部被ばくの線量を測定する義務及びこれを遅滞なく放射線業務従事者に対して知らせる義務などがある。しかし、福島第一原発事故直後の緊急時において、線量計が津波で流されるなど放射線防護のための機材が不足し、原発作業員の被ばく線量の管理及び放射線防護策が極めて不十分だったこともあって、事故当時、多くの作業員が高線量の被ばくをした（国会事故調432頁）。以下、詳細に述べる。

ア．緊急時の線度限度である250 mSvを超えた作業員について

- ①平成23年3月11日から5月23日まで、福島第一原発3，4号機の中央制御室で勤務していた被告従業員（30歳代）

中央制御室でのデータ採取，プラント内の機器操作，屋外やタービン建屋や原子炉建屋内で作業に従事しており，積算670.36 mSvの放射線を浴びた。

- ②平成23年3月11日から5月30日までの間，福島第一原発3，4号機の中央制御室で勤務をしていた被告従業員（40歳代）

上記①と同様の作業をしており，積算639.73 mSvの放射線を浴びている。

- ③平成23年3月11日から1か月間，3，4号機の中央制御室で当直長として勤務をしていた被告従業員（50歳代）

中央制御室での運転員の指示を行っており，原子炉建屋やタービン建屋内に入ることはなかったが，積算346.27 mSvの被ばくをした。

なお、上記①ないし③の共通点は、3月11日の発災後から3月13日までの3日間、3、4号機中央制御室で勤務をしていたこと、チームで中央制御室とタービン建屋・原子炉建屋を往復するプラント内の機器管理を行っていたことである。

④平成23年3月11日から5月上旬ころまでの間、現地復旧班のメンバーとして、免責重要棟と1、2号機中央制御室を行き来し、計器の計測、復旧を行っていた被告従業員3名

3名は、中央制御室においては、原子炉建屋やタービン建屋に出ていき、ケーブル接続や、バッテリーの運搬等を行うこともあった。2か月弱の業務で積算289.41 mSv から458.72 mSv の放射線量を浴びた。

このように、上記①ないし④の6人の被ばく線量は、電離則第7条2項の特例に関する省令の定める緊急作業時の被ばく上限線量250 mSv を大きく上回っている。

イ. 女性作業員について

①平成23年3月11日から23日までの間、消防車などへの給油作業を行うなどの現場の作業を行っていた女性作業員（50歳代）
積算19.38 mSv の放射線を浴びた。

②同年3月11日から4日間で、免震重要棟内での医療関係作業に従事していた女性作業員（40歳代）
積算9.09 mSv の放射線を浴びた。

兩名に関しては、電離則第4条第2項に定める女性の放射線業務従事者の受ける実効線量の上限である3カ月で5 mSvの基準を大きく上回った。

ウ. 3号機タービン建屋汚染水による被ばく

平成23年3月24日、福島第一原発3号機タービン建屋1階及び地下1階で、ケーブルの敷設作業を行っていた協力会社従業員3名が、足が汚染水に浸かり170 mSv以上の外部被ばくをした。うち2人は短靴を履いていたため、放射性物質が足に付着しベータ線熱傷の可能性があったため、県立医大病院での受診の後、翌日放医研の重粒子医科学センター病院に入院した。残りの1人についても県立医大病院へ搬送され、翌日重粒子医科学センター病院に入院した。検査の結果、3人とも足及び内部被ばく共に治療が必要になるレベルにはなかったとされたが、高線量の外部被ばくをしている以上、将来的に深刻な健康被害を発生する可能性は否定できない。

エ. 作業員の平均被ばく量

上記のとおり、平成23年3月から平成24年4月までの間の被告及び協力会社の作業員の平均被ばく線量は、それぞれ24.77 mSv及び9.53 mSvであり、現場で作業に関わった原発作業員は、作業内容・作業日数によって差はあるが、高度の線量を被ばくしているのである。

(3)不十分な原発作業員への放射能防護教育と現場判断による放射線防護対策

事業者は、原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目（以下の①ないし⑥）について、特別の教育を行わなければならない（電離則第52条の7）。

①燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する

知識，②原子炉施設における作業の方法に関する知識，③原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識，④電離放射線の生体に与える影響，⑤関係法令，⑥原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の扱い

しかし，被告が平成23年3月中の作業に関して，小名浜コールセンター等で電源復旧作業に関わる協力会社の作業員に対して，必要最小限の放射線教育として，30分程度で行った説明は，上記④⑤など，電離則で定められている管理区域内で作業員に対し施されるべき教育内容の要件を満たしていなかった（国会事故調433頁）。

また，東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が実施したアンケートによれば，平成23年3月11日の地震発生後，福島第一原発内で従事していた作業員へのアンケートに回答した被告社員の40%は，原子炉が危険な状態である又はその可能性があるという説明を受けているのに対して，協力会社の従業員のほとんどは原子炉の状態の説明を受けていなかったと回答している（国会事故調434頁）。

また，被告は事故時約5000台の個人線量計（以下，「APD」という）を福島第一原発敷地内に保有していたが，地震・津波の直後に多くのAPDが流出し，使用可能なAPD数は320台に減ったため，3月15日前後の作業において，管理区域又は管理区域相当の空間線量が計測される場所に行く原発作業員全員にAPDを携帯させることができなかった。そのため被告は各作業グループに1台のAPDを貸し出すなどしたが，中には線量計が全く配布されなかつた作業員もいた（国会事故調435頁）。そして同アンケートによれば，30%前後の原発作業員が一度も累積被ばく線量を伝えられなかったことがわかった（国会事故調436頁）。

さらに，原発作業員の内部被ばくについては，WBCによる検査が遅れたため，高度の被ばくを受けた原発作業員の特定が遅れ，福島第一原発事故に

において、法令上限を超える高度の被ばくをした原発作業員の中には590 mSv もの内部被ばくを受けた被告社員も存在した。

このように、本件事故当時、原発作業員（特に協力会社の作業員）の中には原子炉の危険な状態を理解せず、自身の累積被ばく線量等を知る機会さえ十分に与えられず、作業に従事させられた結果、高度の線量被ばくをしてしまった者が多く存在したのである。

(4)原発作業員の過酷な労働環境

ア. 過酷な現場

現在も、福島第一原発事故の収束のために働く現場の作業員達は、非常に苛酷な労働環境に置かれている（世界2013年10月号〔101頁〕）。平成23年12月、政府は「事故収束」宣言を出したが、今年春には仮設配電盤に入ったネズミにより停電が同時多発的に起き、使用済みの核燃料プールの冷却がストップしたり、地下に設けた貯水池から放射性物質に汚染された水が漏れるなど、政府の収束宣言は実態から全くかけ離れているものである。作業員たちは収束とは掛け離れた現場で、労働条件の悪化といつ解雇されるかわからない不安の中で働くことを余儀なくされている。

現場で作業にあたる作業員は、夏は熱中症対策のため、まだ気温の低い未明や早朝から作業を始める。しかし、通気性の悪い防護服や全面マスクをつけて作業しなければならないため、あっという間に汗で全身にバケツで水をかぶったような状態になる。また、顔を覆う全面マスクは、作業中外せないため、汗が目に入ってもぬぐうこともできない。溶接をする者はさらに上から防燃服を着るため、「灼熱地獄」になり、熱中症で意識を失えば命に関わる。

しかし、毎日400トンもの高濃度汚染水が出る上、汚染水の混ざった地下水の海への流出問題などのため、タンク増設が待ったなしの状態にあった。熱中症を出すと作業が止められ、他の作業員に迷惑がかかり、熱中症の作業員を

出した会社は、次の仕事に取りにくくなるため、作業員は体調が悪くても言い出すこともできなかった。作業終了間近に急に苦しくなり、全身の筋肉が硬直しても、何とか作業を終えてから倒れ込んだ。中には熱中症になっても、上の会社や東電に報告をするなど指示をされる作業員さえいた。

イ. 使い捨てされる現場作業員

汚染水漏れの現場や放射線量の高い原子炉建屋周りなどでは、現在も、作業員が被ばく線量と戦いながらの作業を続けている(世界2013年10月号〔102頁])。

原発作業員の被ばく線量の上限は、5年間で100mSvである。多くの下請会社は、年間20mSv以下で管理しており、5年で100mSvの上限を超えると作業員は原発では働けなくなり、下請会社も上限を超えた作業員ばかりでは仕事が取れなくなる。そのため、下請会社の中には、作業員の線量計を鉛カバーで覆わせて、被ばく線量が上がらないように強要したり、作業員が長期間作業現場に線量計を持って行かなかつたりといった被ばく隠しが行われていた(同上〔103頁])。

さらに、短期雇用で被ばく線量の高い作業ばかりを転々とさせた後、被ばく線量の上限に近づくと突然その作業員を解雇するということが行われている

(いわゆる「高線量要員」同上〔102頁])。また、大きな会社と異なり、小さな下請会社やその作業員は、被ばく線量の高い現場と低い現場を組み合わせでローテーションを組むことも出来ず、上の会社が配慮してくれない限り、被ばく線量の上限を超えたら、仕事を辞めざるを得ない。

このように、現場の作業員は、使い捨てのように扱われ、被ばく量が増えれば、被ばく隠しに応じるか、解雇かを迫られるような状況に追い込まれているのである。現在、被ばく線量の問題や、競争入札で上の会社が取れなくて仕事が無くなったなど突然解雇される作業員は後を絶たない。

さらに、収束宣言後は、全面マスクの軽減化などの装備の緩和が進み、危険手当打ち切りや給与の削減など雇用条件は更に悪化している。

ウ. 事故収束のための人材が確保できないこと

遠隔操作やロボットのできる作業には限界があり、結局最後は人が燃料取出しに向けた放射線量の高い原子炉建屋内での作業に従事しなければならない。しかし、上述のとおり、現在、福島第一原発では、結局、事故収束のために必死で作業をした作業員は使い捨てになっている状況が続いている。給料が安く、危険手当も出ず、いつ解雇されるかわからない使い捨てのような状況で、高線量の被ばくしながら働くことを自ら進んで引き受ける者などいない。このような過酷な労働環境下で、ベテランや現場をよく知る作業員はもとより、事故の収束に必要な人材が集まるはずがない。柏崎刈羽原発でも、一度 SA 事故が起これば、現場の作業員が福島第一原発事故と同様の労働環境に置かれることは想像に難くない。

3 SA 時に作業員に作業を強制することはできない

(1)福島第一原発における原発の放棄

被告が、今後も SA において、現場の作業員に高い放射線量下での作業を強制することができない結果、原発を放棄することになることは、福島第一原発事故において、被告が福島第一原発を放棄した経緯からしても明らかである。

ア. ベントの断念

吉田昌郎福島第一原発所長（以下、「吉田所長」という。）は、平成23年3月12日午前0時6分に、1号機のベント実施を指示した。しかし、午前4時半に、ベントを要する1号機周辺の放射線量が高まって作業員が近づけないという事態になった。そして、菅直人首相は同日朝7時にヘリコプターで福島第一原発に乗り込み、「(ベント)を早くやってくれ!」と言い、吉田所長は「ベ

ントはやります。決死隊を作ってもやります。」と答えた（世界2013年7月号〔225頁〕）。

現場では、パイプラインの弁を手動で開けなければならず、被ばく量を軽減するために、二人ひと組の三班体制を組んだ。暗闇かつ高い放射線量の中、放射線防護服をきて、懐中電灯を用意した。連絡手段はなかった。第1班は午前9時4分に1号機でベントの作業を始めるために現場に出発し、予定通り弁を25%開けて中央制御室に帰ってきた。しかし、第2班は現場に向かう途中線量計が警報音を発し、90mSv超を示したので引き返した。三班目は、現場に行くこと自体を断念しなければならなかった。

このように被告の従業員には、当初から原発の爆発防止と自分達の命を天秤にかけるという発想がなかった。しかし、それは民間企業の従業員として当然とも言える（同上〔226頁〕）。

イ. 原発の放棄

3月12日15時36分に1号機原子炉建屋が水素爆発し、14日11時頃には3号機が水素爆発した。被告社内では、14日の朝から福島第一原発からの撤退の議論がされ、清水正孝社長から閣僚たちへ撤退の申入れが試みられた。しかし、閣僚たちは撤退を断り、最終的には菅首相が「撤退なんてありえない」と決断し、15日午前3時台には「撤退を食い止めるためには東電に乗り込むしかない」と官邸の意見が一致した。

しかし、現場では、被告は、地震発生時に6000人超、14日夜時点でも720人程いた人員を約70名だけ残し、650人を福島第二原発へ退去させてしまったのである。事故の渦中の6基の原発を残った人員で処理するのは不可能であった（世界2013年7月号〔226頁〕）。

このように、福島第一原発事故において、実際に被告は事故の被害拡大を防ぐことよりも、従業員の身の安全を優先した結果、福島第一原発を放棄したの

である。仮に柏崎刈羽原発を再稼働させて SA が起きた場合、被告が、福島第一原発事故同様に、同原発から被告社員を退避させ、同原発を放棄することは火を見るより明らかである。

(2)原発事故の特殊性

原発事故は、その被害の及ぶ範囲が広大であり、かつ長期間にわたって生命に危害を及ぼす。火力発電所等の一般の生産設備では、仮に事故が起こったとしても、その設備を放棄して、自然鎮火した後に後片づけを開始して、事態を収束させることができる。しかし、原発事故は、それとは異なり、現場の作業員が高線量のためにベントを諦めて爆発を許容したり、原子炉の冷却手段がなくなったという理由で原発を放棄するなどすれば、大量の放射性物質が広範囲に飛散し、一般市民から万人単位の死者を出す事態に発展することになる（世界 2013 年 7 月号〔226 頁〕）。

したがって、原発事故においては、他の生産設備と異なり、上記のような事態を防ぐために、SA のような緊急時に、事業者が、現場の作業員らに対し、自らの命を犠牲にしてでも、作業に従事しなければならないという義務を課すことができるのかということが常に問題となる。

しかし、以下述べるように、作業員にそのような義務を課すことができないことは明らかである。

(3)被告が法的に被ばく労働を強制できない

福島第一原発事故の発生を受け、厚労省は、放射線審議会の答申を受けて、平成 23 年 3 月 14 日、電離則第 7 条 2 項の特例に関する省令を定め、また経済省は、同様に、放射線審議会の答申を受けて、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の制定（以下、「実用炉規則」という）第 9 条 2 項に係る特例の告示を求め、福島第一原発で緊急作業する原発作業員の被ばく線量の上限を、

100 mSv から 250 mSv に引き上げた（国会事故調 431 頁）。

また同年 4 月 28 日、厚労省は、経済省からの要請に基づき、福島第一原発で緊急作業に従事した放射線業務従事者が、緊急作業以外の放射線業務に従事する場合は、福島第一原発での緊急作業との積算ではなく、緊急作業以外の作業のみでの被ばく線量が 1 年間につき 50 mSv を超えた場合のみ電離則に違反するものとした（基発 0428 第 1 号）。

平成 23 年 12 月 16 日、電離則特例省令は廃止され、福島第一原発事故対応に関しても、緊急作業の被ばく限度は 100 mSv に戻された。ただし、高線量区域で原子炉設備のトラブルなどを対応する作業員とすでに緊急作業に従事している作業員に対しては、特例として、被ばく上限を変更せず 250 mSv を維持した。また、経過措置として、すでに 100 mSv を超える者で、原子炉施設の冷却維持等の作業に欠くことのできない高度の知識を持つ被告社員約 50 名については、平成 24 年 4 月 30 日までの期間、被ばく限度 250 mSv とした。

しかし、電離則第 7 条 1 項は、緊急作業時において、事業者が放射線業務従事者に対して「第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる」と放射線業務従事者の被ばく限度を定めるものに過ぎず（第 7 条 2 項で定める線量を超えると被告の法令違反になる）、被告が従業員に対して、従業員の意思に反して、高放射線量下で作業をすることを強制することを許容するものではないことは明らかである。

したがって、現場の作業員が自らの命を守るために作業に従事することを拒否しているにも関わらず、被告が当該作業員に対し、作業の中止や原発からの退避を禁止し、作業に従事するよう強制することは法的に不可能である。

(4)労働契約による強制はできない

労働契約において、万一の時に危険労働に従事してもらわなければならないのであれば、予めその危険性及び発生リスク等について正確に伝え、文書等によって同意を示しておくことが必要不可欠である。実際の原因事故の対応としては、使用者が個々の任務の重要性、緊急性を正しく判断することが必須であり、労働者を必要以上の危険に曝露・強制してはならないのは勿論、SA時に事業者パワーハラスメントが問われない超法規的な特権が認められているわけではない（世界2013年7月号〔228頁〕）。

仮に、被告が被告社員との間で、電離側で定める被ばく線量の上限を超えて作業に従事することがないように労働契約を締結していた場合に、SAにおいて被告社員が労働契約で定めた上限を超える線量の被ばくをする危険が生じた際は、被告が被告社員をそれ以上作業に従事させることができないのは当然である。また、たとえ、労働契約で定めた被ばく線量の上限を超えていなくても、SAにおいて生きるか死ぬかの極限状況で、被告社員が自らの命を守るために原発からの退避を決意しているにもかかわらず、被告が労働契約の存在をたてにして、被告社員を無理やり現場作業に従事させることなどできるはずがない。

上記のとおり、福島第一原発事故において被告は早々に原発を放棄したが、そもそも原発で働く労働者と被告の労働契約は、軍人・警察官・消防士などのように、職務遂行のためには生命を危険に晒すということを前提としていないのである。

以上のことからすれば、被告が民間企業である被告の社員に自らの生命を危険に晒してまで、SA時における作業に従事を強制することは法的にも倫理的にもできない。ただ作業員の勇気や気概に期待し、高線量の中で死の恐怖に耐えながら作業を続けてもらう他ないが、生きるか死ぬかの極限状態で、作業員が自らの命を犠牲にしてまで作業を続ける保証などない。

(5)被告からの説得による関連企業の被ばく労働

以上のことは、被告と被告社員のみならず、被告と関連企業との関係にも同様のことが指摘できる。以下、福島第一原発事故において被告が原子炉への注水作業について子会社に依存し、作業に従事させたことについて述べる。

平成23年3月13日午前4時22分、被告の子会社である南明興業（原発や火力発電所で消防車の運用を担っていた被告の子会社）の社員は、1号機のタービン建屋周囲の放射線量が上昇を始めたため、消防車による原子炉への注水作業を中断し、免震重要棟に戻った。これは、南明興業と被告との業務委託契約は、火災の消火の任務を内容としており、原子炉の注水は任務として想定されていなかったからである。政府事故調によれば、「南明は高い放射線の中で、社員に委託業務外の危険な作業をさせることになるため、これ以上注水作業に従事することに難色を示した」とある（検証東電テレビ会議〔66頁以下〕）。民間企業の社員としては当然の判断である。

しかし、被告は原子炉の注水を自前では出来なかったため、南明興業と南双サービス（福島第一原発の20kmほど南にある広野火力発電所で消防車を運用していた南明興業の子会社）に頼るしかなかった。そこで、被告は、「被告社員で組織された自衛消防隊の人間も同行するので、手伝って欲しい」などと言い（しかし、自衛消防隊と言っても、消防車を操作できるわけではなく、独力で消防ポンプを起動させて注水する能力や技術を持っているわけではなかった）、強引な説得を続けたため、南明興業もしぶしぶ作業に従事することを余儀なくされた。しかし、3月14日午前11時1分、3号機が爆発し、南明興業の社員3名（及び被告社員4名）が負傷し、免震重要棟に引き上げなければならなかった。なお、3月12日の1号機爆発の際も、南明興業の社員2名が負傷している。

このように、被告が情に絡んだ、あるいは会社間の立場に物を言わせたパワーハラスメント的説得を行ったことで、南明興業は契約条項になかった危険な

作業に従事することを余儀なくされたのである。

本来、個々の労働者にとって、たとえ社会的必要性があろうと、自分の意思に背いて危険な被爆労働に従事することを強制されることがあってはならないはずである。しかし、福島第一原発事故時においては、上記のとおり、南明興業は被告の強引な説得により、原子炉への注水作業という危険な業務に従事しなければならなかった。もっとも、福島第一原発事故によって、原発事故及び放射線による健康被害の危険・恐怖が公知となった今、仮に次の原発事故が起きた場合に、被告の関連企業の作業員が被告の説得に応じて業務に従事してくれる保証などなく、被告又はその関連企業が、関連企業の作業員に対して、被ばく労働を強制することは法的にも倫理的にも許されない。現場で作業にあたる者の気概に期待し、個々人の自由意思に基づいて実行してもらわなければならないのである。

(6)小括

以上のことからすれば、被告の SA 対策というのは、結局、最終的には、現場で作業にあたる者の気概に頼る他ないという、あまりに脆弱かつ多くの不安要素を抱えたものであることは疑いようがない。もし、SAにおいて、現場の作業員が自分の身を守る為にやむを得ず原発から退避すれば、大量の放射性物質が広範囲に飛散する事態になることは避けられない。実際に、福島第一原発事故において、被告が数十人の社員を残して原発を放棄したことによって、現在まで続く広範囲かつ深刻な被害をもたらした。当時現場で作業にあたった多くの作業員が高度の被ばくを経験し、取り返しのつかない健康への被害を受けたことが明らかになっていることからすれば、当時よりも放射線による健康被害の恐怖が作業員に浸透していることは想像に難くない。

以上のことからすれば、今後、柏崎刈羽原発を再稼働して SA 事故に至れば、被告が福島第一原発事故と同様に、原発事故の被害拡大を防止することよりも

被告の社員の生命・健康を優先して、早期に原発を放棄することは目に見えており、それによって福島第一原発事故以上の被害が発生することは避けられない。

4 SA 対策の実施が現場の作業員の判断に委ねられること

さらに、SA 時は、事前に想定していなかった事態が起こりうる。SA 対策では、ある設備が故障等で機能しなくなった場合に他の設備等を流用して同様の効果を得ることを多く想定している。しかし、事前に想定していない事態に発展した際に、どのようなタイミングでどのような操作を行うかは現場の判断に委ねられるところが大きい。福島第一原発事故においては、SA 時におけるマニュアル手順書に致命的な欠陥があったため、現場の作業員による試行錯誤による作業が続き、結果、ベント操作に失敗するなどして被害が拡大した。

このように、SA においては、現場の各作業員の判断の一つ一つに、数えきれない数の人間の命・健康等が左右されるのである。このことによる現場の作業員の心理的負担は図りしれない。また、誰しもが誤った判断をする可能性がある。SA において事故原因や各設備の状況及び損傷の有無等の全てを把握することなどおよそ不可能であり、現場の作業員は、限られた情報及び時間の中で、常に仮定に基づいた判断を下すことを余儀なくされる。仮に、現場で把握していなかった事象が存在すれば、現場の作業員が選択した操作によって事態がより深刻に悪化することもある。

このように、SA 時に現場の作業員の判断に結果の成否を委ねるような SA 対策が万全なはずがない。

5 結語

結局のところ、被告がいくら物的に SA 対策を実施したとしても、SA 時にそれを判断して実施するのが生身の人間であり、被告が SA 時において、被告及

び関連企業の社員らに、自らの命を犠牲にしても作業に従事させることを法的にも倫理的にも強制できない以上、現場の作業員が自らの命を守るために退避してしまったら、SA対策は全て画餅となるのである。

また、そもそも現場の作業員の試行錯誤や一か八かの判断に委ねるしかないSA対策が万全なはずがない。

よって、被告のSA対策によって原発の安全性が確保されることなどそもそも有り得ないのであって、柏崎刈羽原発においても、一度SA事故が起きれば、福島第一原発事故以上の被害が起こりうるのである。

以上